

令和4年2月28日 招集

## 2月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

# 新潟市西蒲区農業委員会

## 令和4年2月定例総会議事録

1 開催日時 令和4年2月28日(月)午後2時00分から

2 開催場所 越後中央農業協同組合 巻店 2階 大会議室

3 出席農業委員 (19人)

1番 武田 要一郎	2番 小林 喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	5番 長谷川 浩成	6番 広川 浩
7番 清水 和子	8番 土田 正志	9番 棚邊 友衛
10番 堀内 多計司	11番 大島 伸吾	12番 阿部 マサ子
13番 笠原 和仁	14番 増井 勝	15番 小野塚 彦榮
16番 田邊 重夫	17番 榎田 士農夫	18番 吉田 浩
19番 田中 一男		

4 欠席農業委員

なし

5 出席農地利用最適化推進委員

出席なし

6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭  
農地係長 宮川 一也

事務局次長 佐々木 徹  
農政振興係長 佐藤 政道

## 7 議事日程

### (1) 開 会

### (2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第5号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第6号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加 議案第8号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報 告 事 項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報 告 事 項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報 告 事 項 農地の転用事実に関する照会書について

報 告 事 項 農地法第5条転用届出に関する受理について

追加 報 告 事 項 潟東地区審査委員会の検討結果について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第7号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

報 告 事 項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

報 告 事 項 巻地区審査委員会における新規参入農業者の審査結果について

### (3) その他

### (4) 閉 会

## 8 会議の概要

開会時間：午後2時00分

事務局長	定刻になりましたので、これより2月定例総会を開会します。 開会にあたり間宮会長よりごあいさつをお願いします。
会 長	<間宮会長あいさつ>

事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、農業委員は全員出席しております。なお、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、農地利用最適化推進委員の出席はありません。</p> <p>それでは会議規則第5条の規定により、間宮会長より議長をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議事日程に従って議事を進めます。</p> <p>はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。</p> <p>議事録署名委員については、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p>
	(異議なし)
議長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、13番、笠原和仁委員、15番、小野塚彦榮委員を指名します。</p> <p>引き続き、日程第2の議事に入ります。最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代します。</p>
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>
議長（農地部会長）	<p>農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。</p> <p>議案第5号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第6号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第8号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、以上3件を一括して、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案第5号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、説明します。</p> <p>1号案件は、西川地区において、農業を営む転用事業者が、古くなった農舎の建て替えを行うため、住宅地脇にある申請地に農機具格納庫を建設する計画です。</p> <p>続きまして、議案第6号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、説明します。</p> <p>1号案件は、岩室地区において、現在、東区の共同住宅にお住いの転用事業者が、子供も生まれ、今後の生活のことを考えるようになり、申請地を買い受け、個人住宅を建築し、移り住む計画です。</p> <p>2号案件は、西川地区において、電気事業を営む法人である転用事業者が、設置している鉄塔の建て替え工事を行うこととなり、賃借権の設定により申請地を借り受け、一時的に必要となる工所用敷地を整備する計画です。</p> <p>3号案件は、渦東地区において、農地所有適格法人として農業を営む転用事業者が、事業拡大により増加した従業員の職場環境を整えるため、申請地を使用貸借権の設定により借り受け、農業用施設として更衣室及び休憩室の建設を行う計画です。</p> <p>4号案件は、渦東地区において、親子2代にわたり造園業を営む転用事業者が、父の代の平成14年より、資材置場として使用してきた土地が、違反転用地として判明したことを機に、その是正を行うため、申請地を買い受け、追認申請を行うものです。なお、この度の申請にあたり、これまで申請地を無断使用してきたことを</p>

	<p>深く反省する旨の始末書の提出がありましたことを報告します。</p> <p>5号案件は、中之口地区において、米集荷業を営む法人である転用事業者が、利便性を高め集荷実績を向上させるため、エリア内にある申請地を賃借権の設定により借り受け、農産物倉庫の建設を行う計画です。</p> <p>6号及び7号案件は、巻地区において、西区の共同住宅にお住いの転用事業者が、子供の成長により、今後の生活のことを考えるようになり、実家近くにある6号の申請地を買い受け、7号の申請地を父より使用貸借権の設定により借り受け、住宅を建築し、移り住む計画です。なお、7号の申請にあたり、関係者が、これまで申請地を無断使用してきたことを深く反省する旨の始末書の提出がありましたことを報告します。</p> <p>8号案件は、巻地区において、西蒲区内の共同住宅にお住いの転用事業者が、将来のことを考え、実家近くにある申請地を祖母より使用貸借権の設定により借り受け、住宅を建築し、移り住む計画です。</p> <p>以上の転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>いずれも、調査委員会に付託されている案件です。</p> <p>続きまして、議案第8号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、説明します。</p> <p>1号案件は、中之口地区において、南区にお住まいの譲渡人が、耕作不便となっている申請地を兄へ贈与するものです。</p> <p>2号案件は、巻地区において、譲受人が、耕作地の近くにある申請地を買い受け、規模拡大を図るものです。</p> <p>3号、4号、5号、6号及び7号案件は、巻地区において、いずれも、農地所有適格法人である譲受人が、申請地を買い受け、規模拡大を図るものです。</p> <p>以上の申請案件については、地区担当委員が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>引き続き、調査委員会の結果について、調査委員長より報告をお願いします。</p>
8番（笠原和仁委員）	<p>それでは、去る22日、区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は7名で、調査委員長は、私、笠原 和仁が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地法第4条許可申請案件1件、農地法第5条許可申請案件8件、でありました。</p> <p>申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>また、追加議案書にあります、農地法第3条許可申請に関する意見決定の件についてではありますが、事前に地区担当委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、提出いただきました現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p>

議長（農地部会長）	事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。 ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。
	（意見・質問なし）
議長（農地部会長）	皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第5号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、採決します。提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農地部会長）	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第6号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、採決します。提案のとおり許可することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農地部会長）	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。なお、2号案件については、30アールを超える転用案件となるため、新潟県農業会議への諮問が必要となりますので、許可相当として諮問します。 続きまして、議案第8号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についての採決に移ります。提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農地部会長）	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答します。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第5条転用届出に関する受理について、潟東地区審査委員会の検討結果について、以上5件を一括して、事務局より報告をお願いします。
事務局（農地係長）	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告します。 岩室地区です。1号から18号の18件、147筆、112,689㎡が、この度の解約地となっております。 続きまして、西川地区です。19号から22号の4件、38筆、28,301.82㎡が、この度の解約地となっております。 続きまして、潟東地区です。23号の1件、1筆、1,319㎡が、この度の解約地となっております。 続きまして、中之口地区です。24号から31号の8件、40筆、44,864㎡が、この度の解約地となっております。 最後に、巻地区です。32号から36号の5件、67筆、53,238㎡が、この度の解約地となっております。

	<p>次に農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。</p> <p>相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて14件、時効取得により権利移動したものについて1件の届出があり、受理しましたので報告します。なお、当委員会への利用権設定等の斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、報告します。</p> <p>1号、2号、3号及び4号につきましては、新潟地方法務局から地目認定の照会があり、非農地として回答しましたので報告します。</p> <p>次に、農地法第5条、転用届出に関する受理について、報告します。</p> <p>1号は、西川地区において、露天駐車場造成敷地として届け出がありましたので、報告します。</p> <p>続きまして、去る21日、潟東地区審査委員会が開催され、違反転用者に対し、事情聴取並びに口頭指導を行っていただきました。</p> <p>当日は、2名の違反転用者からご出席をいただき、事情聴取により、それぞれの法令違反地が解消されない事情が判明し、審査委員による口頭指導により「今後は、計画を立て、法令違反解消に向け着実に実行していく」との確約を導いていただきました。なお、詳細につきましては、このあと、潟東地区審査委員会委員長より報告をいただきます。</p>
議長（農地部会長）	<p>続きまして、潟東地区審査委員会の結果について、潟東地区審査委員長より報告をお願いします。</p>
審査委員長（武田要一郎委員）	<p>それでは、去る21日 西蒲区役所302会議室で行われました潟東地区審査委員会における事情聴取及び是正指導の結果を報告いたします。</p> <p>出席委員は7名で、審査委員長は、私、武田 要一郎が務めました。</p> <p>以前より、農業委員会では是正指導を行ってきているにもかかわらず、所有農地を農地以外に使用している2名の違反転用者出席のもと、事情聴取及び口頭指導を行いました。</p> <p>聴取番号1号につきましては、以前、法令違反地として使用し、放置してきたことを認めた違反転用者が、委員が行う口頭指導に対し「今は、経営をしていた会社が倒産し資金が無くすぐには対処できないが、少しずつ残土の山を整理し、畑として耕作できる状態に原状回復を行い、法令違反を解消したい」と違反転用の解消に向け前向きな回答を得ることができました。</p> <p>聴取番号2号につきましては、法令違反地として使用していることを理解していなかったとした違反転用者から「移転地に予定をしていたところの目途が事情により立たなくなっているが、これから、地元委員と協議のうえ適切な移転場所を見つけ、原状回復を行い、法令違反を解消したい」と違反転用の解消に前向きな回答を得ました。</p> <p>聴取番号3号につきましては、当日の出席はありませんでしたが、あらかじめ違反転用地解消申出書を提出いただき、「令和4年3月には農地転用許可申請等をさせていただきます、違反転用状態を解消いたします」という解消に向けた具体的な回答を得ております。</p> <p>今回の口頭指導を終え、いずれの法令違反地においても「原状回復、追認申請等</p>

	を進め法令違反の解消を行う」という回答を得ることができ、今後、それぞれの農地の状況については、地元委員が主体となり監視を行い、違反転用の解消に向け、潟東地区委員が全体で指導を続けていきたいと思います。
議長（農地部会長）	事務局及び審査委員長の報告が終わりました。 ただいまの報告にご質問はありませんか。
	（質問なし）
議長（農地部会長）	皆さんから質問がありませんので、報告のとおり承認と決定します。 以上で農地部会所掌の議事は終了しました。 議長を吉田農政振興部会長と交代します。
	<増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ>
議長（農政振興部会長）	農政振興部会の所掌に関する議案について、議事を進めます。 議案第7号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局（農政振興係長）	議案第7号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、 まず、はじめに一般案件です。 利用権設定の契約期間3年は、巻地区1件、畑、6,917㎡です。 契約期間6年は、潟東地区1件、田、10,153㎡、中之口地区1件、田、10,000㎡、合計2件で、田の計20,153㎡です。 契約期間10年は、岩室地区1件、田、1,834㎡、潟東地区2件、田、4,860㎡、巻地区2件、田、4,965㎡、合計5件で、田の計11,659㎡です。 以上、新規の合計は8件、田畑の計38,729㎡です。 次に所有権移転です。今月は、交換はありませんでした。 売買は、岩室地区1件、田、4,770㎡、畑、282㎡、計5,052㎡、潟東地区1件、田、1,319㎡、巻地区3件、田、12,946㎡、畑、2,000㎡、計14,946㎡、合計5件で、田畑の計21,317㎡です。 続きまして、利用権設定の更新分です。 利用権設定の契約期間3年は、岩室地区1件、田、3,930㎡、潟東地区2件、田、18,227㎡、合計3件で、田の計22,157㎡です。 契約期間6年は、岩室地区2件、田、2,578㎡、潟東地区1件、田、5,071㎡、合計3件で、田の計7,649㎡です 契約期間10年は、岩室地区3件、田、14,569㎡、中之口地区1件、田、1,912㎡、巻地区4件、田、21,937㎡、合計8件で、田の計38,418㎡です。 以上、更新の合計は14件、田の計68,224㎡です。 なお、利用権移転の1号は耕作者の変更です。 続きまして、農地中間管理事業関連について説明します。 利用権設定の契約期間6年の区分は、岩室地区7件、田、6,910㎡です。



	<p>契約期間10年の区分は、岩室地区7件、田、23,502㎡、西川地区6件、田、31,873㎡、畑、241㎡、計32,114㎡、潟東地区1件、田、3,063㎡、中之口地区1件、畑、1,870㎡、巻地区3件、田、44,508㎡、合計18件で、田畑の計105,056㎡です。以上、新規の合計は25件、田畑の計111,966㎡です。</p> <p>一般案件及び農地中間管理事業関連、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものです。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移りますが、委員に関する案件がありますので先議します。一般案件、賃貸借権の設定の新規、5号については、議長である私の案件となりますので退席します。しばらくの間、堀内部会長代理より議長をお願いします。</p>
	<p>&lt;関係委員 18番 吉田浩委員 退席&gt;</p>
議長（農政振興部会長代理）	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>一般案件、賃貸借権設定の新規、5号について採決します。</p> <p>提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農政振興部会長代理）	<p>皆さんから異議がありませんので、承認することに決定します。</p> <p>関係委員の入場を許します。</p> <p>以上をもちまして、議長を吉田部会長に交代します。</p>
	<p>&lt;関係委員 18番 吉田浩委員 入場&gt;</p>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは審議を続けます。以上で委員に関する案件は終わりました。</p> <p>続きまして、委員に関する案件以外について採決します。</p> <p>提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、承認することに決定します。</p> <p>なお、決定された計画は、令和4年3月14日に公告の予定です。</p> <p>引き続き、報告事項に移ります。</p> <p>新潟市農用地利用配分計画（案）について、巻地区審査委員会における新規参入農業者の審査結果について、以上2件を一括して事務局の報告をお願いします。</p>

事務局（農政振興係長）	<p>新潟市農用地利用配分計画（案）について、報告します。</p> <p>利用権設定の契約期間6年の区分は、岩室地区7件、田、6,910㎡です。</p> <p>契約期間10年の区分は、岩室地区7件、田、23,502㎡、西川地区6件、田、31,873㎡、畑、241㎡、計32,114㎡、潟東地区1件、田、3,063㎡、中之口地区1件、畑、1,870㎡、巻地区3件、田、44,508㎡、合計18件で、田畑の計105,056㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は25件、田畑の計111,966㎡です。</p> <p>先ほどの議案第7号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画（案）を作成した内容となっています。</p> <p>なお、中間管理権の移転、1号から11号は、耕作者を変更するものです。</p> <p>続きまして、巻地区審査委員会における新規参入農業者の審査結果について、報告します。</p> <p>この度、巻地区から新規農業参入申請がありましたので、先般、巻地区審査委員会を開催いたしました。結果につきましては、審査委員長から報告があります。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>続きまして、巻地区審査委員会の結果について、審査委員長が欠席のため、堀内委員より地区審査委員長報告書の代読をお願いします。</p>
審査委員長（堀内委員代読）	<p>それでは、私より審査委員長の報告を代読します。</p> <p>去る17日、区役所302会議室で行われました、巻地区審査委員会における審査結果を報告いたします。</p> <p>個人営農申請2件、法人営農申請1件の計3件の申請について、出席委員は7名で、審査委員長は、青柳巻地区代表委員が務め、審査を行いました。</p> <p>はじめに、1番目の個人申請の結果について報告します。</p> <p>新規就農計画書を基に、農業参入の申請者から内容をお聞きしました。</p> <p>申請者は、開始時、巻地区の馬堀や西区赤塚において、約61aの農地を借り入れ、いちじくやスイカの栽培を行っていききたいというものでした。農業経験という面から見ると、いちじくの栽培技術は、まだ浅い部分がありますが、県やJAなどの関係機関と密接な関係が構築されており、適切に耕作をやっているとされます。</p> <p>また、就農にあたっての地元からの同意状況も問題が無いようであったことから、農業参入することを認めることと決定いたしました。</p> <p>次に、2番目の個人申請の結果について報告します。</p> <p>新規就農計画書を基に、農業参入の申請者から内容をお聞きしました。</p> <p>申請者は、巻地区布目などにおいて、約82aの農地を借り入れ、一般の露地野菜などを手掛けていきたいというものでした。</p> <p>栽培技術や農業経営については、市内での研修や実習のほか、県外でも、約8年間の研修を含めた実践経験があり、適切に耕作をおこなっていけるとされます。</p> <p>また、資金面についても、自己資金での経営の目途がたっていることや、就農にあたっての地元からの同意状況も問題が無いようであったことから、農業参入することを認めることと決定いたしました。</p> <p>次に、3番目の法人申請の結果について報告します。</p> <p>農業参入計画書を基に、農業参入したいとする法人の代表者である申請者から内</p>

	<p>容を聴取いたしました。</p> <p>申請者は、巻地区において、既に個人として農業を営んでおりますが、今後、法人化によりリタイヤ農家の受け手となり、自身がいなくても自走発展し、次世代に引き継げる法人を目指すものです。</p> <p>開始時の規模は約1,111aで、主に、漆山地区での営農を予定しており、米の生産を中心に、露地野菜や施設野菜などの生産も行う計画となっています。</p> <p>法人の議決要件、役員要件など、農地所有適格法人としての要件をすべて満たしているものと判断し、農業参入することに異議はないものと決定いたしました。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局及び地区審査委員長の報告が終わりました。</p> <p>ただ今の報告にご質問はありますか。</p>
	<p>（質問なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農政振興部会所掌の議事は終了しました。議長を間宮会長と交代します。</p>
	<p>&lt;吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ&gt;</p>
議長（会長）	<p>増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。</p> <p>引き続き、その他の案件に入ります。事務局よりお願いします。</p>
事務局（次長）	<p>私より2月の会務報告及び3月の業務予定について報告します。</p> <p>2月の会務報告ですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、いくつかの会議などがオンライン若しくは書面議決となっております。</p> <p>次に、3月の業務予定についてです。</p> <p>3月4日は、西蒲原土地改良区西地区委員会が開催され、会長が出席される予定です。</p> <p>11日は、都道府県農業会議が主催する「女性の農業委員会活動推進シンポジウム」がインターネットによるYOUTUBE配信で開催される予定です。また、引き続き、新潟県農業会議が主催する「女性委員のための農業者年金セミナー」が、これもシンポジウムと同じくYOUTUBE配信で開催される予定です。これにつきましては、委員の皆さんと一緒に視聴できるよう、インターネットの設備が整っている西蒲区役所2階応接室を確保しております。また、農業会議より、女性委員だけではなく男性委員の方の視聴もしていただきたいというお話をいただいておりますので、興味のある方はぜひご参加いただきたいと思います。ご希望の方は3月3日までに事務局にご連絡をお願いします。</p> <p>次に、令和3年度定期総会に向けた部会の開催を22日に予定しております。農地部会は午後2時から、農政振興部会は午後3時から、いずれも会場は巻地区公民館3階小ホールを予定しております。本日開催案内を配付しておりますので、各部会に属する委員の皆さんのご出席をお願いします。欠席される場合は必ず事務局までご連絡をお願いします。</p>

	<p>次に、23日は新潟県農業会議の通常総会が開催され、会長が出席される予定です。続いて市内6農業委員会連絡協議会が開催され、会長、会長職務代理及び事務局長が出席される予定です。</p> <p>次に、3月の調査委員会は25日の開催で、第6調査委員会の委員の皆さんが担当となります。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、同日に代表者会議も開催されますので役員及び地区代表の方の出席をお願いします。開催の案内は後ほどお送りいたします。</p> <p>次に、3月の定例総会は例年ですと30日に開催されておりますが、今年度は一日前倒しをしまして、29日の開催とさせていただきます。会場は巻地区公民館3階小ホールを予定しておりますが、状況によっては変更になる場合があります。総会に引き続いて令和3年度定期総会を開催しますので、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんの出席をお願いします。</p> <p>最後にお知らせですが、最終号となります西蒲区農業委員会だよりについては、折り込みをお願いしている越後中央農協の広報紙にあわせまして、3月15日が発行日となり、3月下旬頃に配付される予定となっております。</p>
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。何か質問等がありますか。
	(なし)
議長（会長）	特になければ、以上をもちまして2月定例総会を終了します。

閉会時間：午後2時50分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 笠 原 和 仁

署名委員 小野塚 彦 榮

